

北海道医師会長様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

日頃から本道の感染症施策へのご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年2月1日付け「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(厚生労働省医政局地域医療計画課・同省健康局結核感染症課事務連絡)に基づき、道では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」の設置について、二次医療圏ごとに各医療機関のご協力をいただきながら整備するとともに、電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を全道の保健所等に設置しましたので、お知らせします。

また、令和2年2月7日付け「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)に関する留意事項について」(厚生労働省健康局結核感染症課長通知)による検査の取扱いについては、道立衛生研究所の検査体制や貴会との協議を踏まえ、別添の「新型コロナウイルス感染症疑い例に係る道の対応について」により、実施することとしましたので、併せてお知らせします。

なお、このことについて、保健所を通じ郡市医師会及び医療機関へ周知していることを申し添えます。

記

- 1 帰国者・接触者相談センター
 - (1) 別紙「～北海道民のみなさまへ～」
 - (2) 別紙「相談窓口及び帰国者・接触者相談センターについて」
- 2 新型コロナウイルス感染症疑い例に係る道の対応について
別紙のとおり
- 3 その他
 - (1) 令和2年2月1日付け「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(厚生労働省医政局地域医療計画課・同省健康局結核感染症課事務連絡)
 - (2) 令和2年2月7日付け「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)に関する留意事項について」(厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
 - (3) 令和2年2月11日付け「新型コロナウイルスに関するQ & A (医療機関・検査機関の方向け)」の更新について(厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡)

健康安全局地域保健課
感染症・特定疾患グループ
担当：佐藤・小山内
TEL：011-204-5253

～ 北海道民のみなさまへ ～

- 2019年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が継続的に報告され、中国を中心に、複数の国で報告されています。
- 風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策が重要です。
- 感染症法に基づく「指定感染症」に指定されたため、症状などにより医療機関への受診方法が変わりますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の疑い例(定義)

発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に、

○中国湖北省又は浙江省に渡航又は居住していた方

○中国湖北省又は浙江省に渡航又は居住していた方との濃厚接触がある方

※濃厚接触とは、同居あるいは長時間の接触(車内等を含む)や、疑い患者への看護・介護の実施、たんやつば等に直接接触した可能性が高い場合。

該当する

該当しない

帰国者・接触者相談センター(お住まいの地域の保健所)にご相談ください。

通常どおり、医療機関を受診してください。

診療体制の整った医療機関(帰国者・接触者外来)をご案内します。

- 本感染症と診断された場合は、主治医の判断に基づき、症状・ウイルス消失が確認できるまで入院となります。
- 検査結果が陰性の場合、感染予防対策を継続してください。

注) 衛生研究所は医療機関から提出された血液等を検査する機関であり、一般の方の診察や検査は行っておりませんのでご注意ください。

相談窓口及び帰国者・接触者相談センターについて

相談窓口

新型コロナウイルスに関する一般相談についてはこちらにご連絡ください。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00～21:00

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般相談窓口)	011-632-4567	平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～21:00
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45～17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45～17:30
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50～17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45～17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30～21:00 土日祝 9:00～21:00

(道立保健所一覧)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

帰国者・接触者相談センター

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については「帰国者・接触者相談センター」を設置していますので、こちらにご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119 (#7119)	24時間
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45～17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45～19:00
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50～17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45～17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30～21:00 土日祝 9:00～21:00

(道立保健所一覧)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

新型コロナウイルス感染症疑い例に係る道の対応について

令和2年（2020年）2月13日
保健福祉部健康安全局地域保健課

日本医師会

- ① 症例定義に当てはまらなくとも、重症化が疑われ、医師が検査の必要ありと判断した場合においても検査が可能となるよう柔軟な対応が必要
- ② 医療機関として検査可能数に限りがあることを考慮しつつ、保健所等の窓口を介さず医療機関から直接診療体制の整った医療機関＝「帰国者・接触者外来」への相談を誘導することも可能とすること。
- ③ 必要に応じて、道・市医師会会員に対して「帰国者・接触者外来」設置医療機関の情報を共有すること。

厚生労働省

- ① 新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる患者の要件を「(略)ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない」としているところであり、これまでも各自治体の判断で検査が行われていることと承知しているが、今後も、各自治体において新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、柔軟に検査を行うこと。



道の対応

- ① 感染が疑われる患者の要件に「必ずしも次の要件に限定されるものではない。」との記載があることから、医師の判断により疑似症患者届出が行われた場合は、検査対象とする。
- ② その他の症例の検査については、患者の容態等を勘案した上で、検査可能数を前提に優先順位に照らして検討する。（別紙）
- ③ 現在、道内では新型コロナウイルスの検査の実施は、行政検査のみであり、「帰国者・接触者外来」設置医療機関では検査不能であることに加え、道立衛生研究所等での検査可能数を勘案して調整することは困難であり、他医療機関から直接相談を受ける体制にない。
- ④ 現時点では、検査について、「帰国者・接触者外来」を設置していない医療機関から保健所に相談をいただき厚労省の通知等を踏まえ柔軟に検査を行うとともに、「帰国者・接触者外来」設置医療機関との調整を行うなど、保健所において患者把握と円滑な受診を図る体制を継続する。

参照：○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（R2.2.7 健感発 0207 第1号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
○「新型コロナウイルス感染症疑い例に係る医療機関における対応について」（R2.2.7 日本医師会感染症危機管理対策室長通知）

新型コロナウイルス行政検査の対応について

令和2年(2020年)2月13日
保健福祉部健康安全局地域保健課

優先順位1 (国の要件を満たすことが明らか)

- I 他の感染症または病因を否定(インフルエンザ、アデノウイルス、マイコプラズマ、レジオネラなど)
- II 下記ア～エのいずれかに該当する
 - ア 確定患者との接触歴(発熱または呼吸器症状)
→ 患者の個人名、接触の日時・場所が明らか
 - イ 37.5度以上の発熱 かつ 呼吸器症状
+ 14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に滞在または居住(※2月12日時点では湖北省、浙江省)
→ 滞在日時が明らか
 - ウ 37.5度以上の発熱 かつ 呼吸器症状
+ 14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に滞在または居住していた者と濃厚接触(※2月12日時点では湖北省、浙江省)
→ 接触相手の個人名、接触の日時・場所が明らか
 - エ 疑似症サーベイランス(集中治療その他これに準ずる)

I かつ II を満たす場合、最優先とする。

優先順位2

上記優先順位と同様の考え方で、IIのア～エいずれかに該当する疑い事例については、Iに係る検査と同時並行で、行政検査を実施することを検討する。(移送、入院も考慮)

優先順位3

Iの要件を満たすが、IIア・ウについて、患者の個人名、接触の日時・場所等の関連情報が不明確であり、接触が否定できない場合。(自宅待機も考慮。)

事務連絡
令和2年2月1日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

健感発 0207 第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところである。

別紙第 7 の 1（4）では、新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる患者の要件を、「患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない」としているところであり、これまでも各自治体の判断で検査が行われていることと承知しているが、今後も、各自治体において新型コロナウイルス感染症を強く疑われる場合には、柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせする。

なお、管内で新型コロナウイルス感染症が疑われる集団発生を認めた場合には、厚生労働省健康局結核感染症課と国立感染症研究所疫学センターに一報願いたい旨も、併せてお知らせする。

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 11 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）の更新について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号）において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）について、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせしたところである。

今般、当該事務連絡を踏まえて、厚生労働省ホームページにおける「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）」を下記の通り更新したためお知らせする。医療機関から検査に関する問い合わせがあった際には、必要に応じて保健所長を含めて保健所内で十分に相談の上で対応いただくようお願いしたい。

記

新	旧
問 1 診断基準はなんですか？ 感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、 ・発症前 14 日以内に湖北省に渡航または居住していた人、 ・発症前 14 日以内に湖北省に渡航または居住していた人と濃厚接触歴がある人 をいいます。 診断方法は、核酸増幅法(PCR 法など)がありま	問 1 診断基準はなんですか？ 感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、 ・発症前 14 日以内に湖北省に渡航または居住していた人、 ・発症前 14 日以内に湖北省に渡航または居住していた人と濃厚接触歴がある人 をいいます。 診断方法は、核酸増幅法(PCR 法など)がありま

す。実際には、昨今の国内外の発生状況を踏まえ、これらの地域に限定されることなく、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合に、各自治体と相談の上で検査することになります。その際は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

す。実際に検査を検討する場合は、疑似症として保健所に届け出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

以上